

⑩認知症の家族を介護している皆さんへ

(社) 認知症の人と家族の会は30年前に結成され、全国に約10,000人の会員がいます。「会員同士がともに励ましあい助けあって、人として実りある人生を送るとともに、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を希求する」ためさまざまな活動をしています。

茨城県支部の主な活動は介護家族の交流会「つどい」、会報の発行です。新しく会員になられた多くの方から「家族の会に加入し『つどい』に参加して日頃のつらい思いを話し合い、介護に取り組む勇気が得られた」などの声が寄せられています。

あなたも家族の会の仲間になりませんか。そしてつらい介護に立ち向かってゆきましょう。ぜひ、ご連絡ください。お待ちしております。

「つどい」開催日時・場所

- 第1 金曜日
午後1時～3時・筑波記念病院
- 第2 金曜日
午後1時～3時・茨城県水戸合同庁舎

問 (社) 認知症の人と家族の会茨城県支部
Tel/FAX 029-879-0808

⑪3月は茨城県自殺防止月間です

県では、自殺防止のため3月を自殺防止月間として、街頭キャンペーンや自殺対策シンポジウムなどを行います。みんなで自殺を防ぎましょう。

期間 3月1日(月)～31日(水)

問 茨城県保健福祉部障害福祉課

Tel 029-301-3368

FAX 029-301-3371

⑫スポーツチャンバラ大会参加者を募集

日時 3月27日(土) 午前10時～午後3時

会場 笠間市武道館

対象者 小学1年生～中・高校生

参加費 無料

※用具はお貸しします。

申・問 笠間市スポーツチャンバラ少年団

Tel 0296-73-0970 鈴木

⑬子育てサポート協力会員を募集

子育てサポートは、「困ったときはお互いさま」精神で、地域に住む人々が安心して生活できるように、育児等のお手伝いをする有償サービスです。

<活動内容>

- 乳幼児、学童の保育
- 産前、産後のお世話
- その他の保育

<活動時間>

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※その他活動可能な時間

<活動料金>

1時間につき700円

問 笠間市社会福祉協議会

友部支所「パルともべ」Tel 0296-78-3939

笠間支所 Tel 0296-73-0084

岩間支所 Tel 0299-45-7889

※同時に利用会員も募集します。(事前の登録が必要です。)

⑭「つつじまつり料金徴収員」を募集

つつじまつり開催期間中、つつじ公園入園料の徴収員を募集します。

観光客の方々と接しながら、観光にかかわる仕事をしてみませんか？

雇用期間 つつじまつり期間中(4月17日～5月9日)のうち、15日程度

※ゴールデンウィークは必ず勤務

雇用場所 つつじ公園 各料金所

定員 12名程度(書類選考あり)

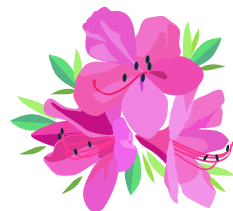
雇用条件 満70歳未満の明るく元気な方

賃金 日給7,700円(午前8時～午後6時)

申込期限 3月19日(金)

申込方法 履歴書に必要事項を記入の上、次へ提出してください。

申・問 商工観光課(内線511)



⑤農地制度が大きく見直されました

平成の農地改革と言われる『改正農地法等』が施行されました。主な改正点は以下のとおりです。なお、ご不明な点などは下記までご連絡願います。

◇農地法の目的等の見直し

農地法の目的規定を、「地域との調和に配慮した耕作者による効率的利用の促進」へと見直し、農地の所有権、賃借権等を有する方はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定が設けられました。

◇農地を利用する者の確保・拡大

- 解除条件付貸借契約で一般企業の参入が容認されました。(所有権取得は認められません)
- 農業生産法人への外部からの出資規制が緩和されました。(1/10以下の規制の廃止等)
- 農協による農業経営が、組合員の合意で貸借により可能になりました。

◇農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が、委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みが全ての市町村で導入されました。

◇遊休農地対策の強化

遊休農地の所在の明確化と有効利用を徹底。遊休農地の所有者に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを、農業委員会が一貫して行います。また、所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用可能になりました。

◇相続などによる農地の権利取得の届出制度の創設

農地等についての権利取得を知った日からおおむね10か月以内に農業委員会に届け出が必要となりました。

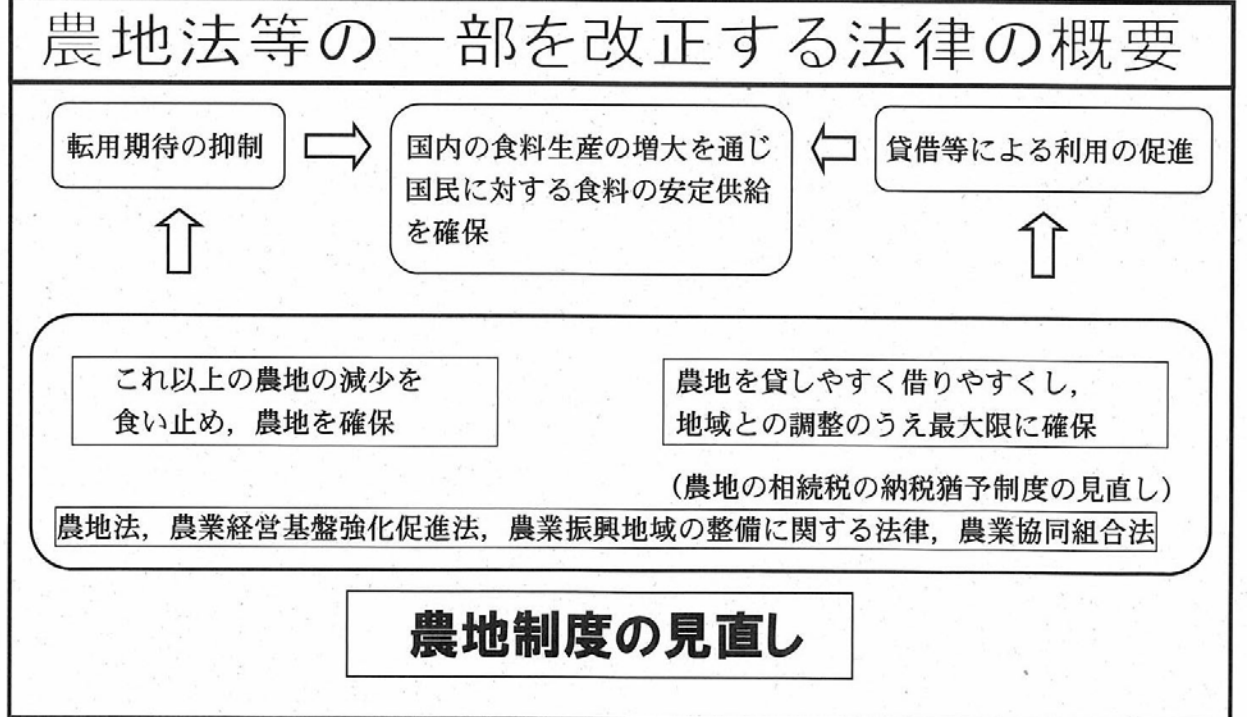
◇農地転用規制の厳格化

- 農地の減少を食い止め、農地を確保するため、農地転用許可基準を厳格化(確保すべき集団的な農地の基準を20haから10haに引き下げられました。(平成22年6月1日から施行))
- 違反転用に対する罰則が強化されました。(法人の場合罰金300万円を1億円に引き上げ)

◇農用地区域内農地の確保

担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない等農用地区域からの除外が厳格化されました。

※平成21年12月15日施行



問 農業委員会事務局 Tel 0299-37-6617